

防衛装備移転の推進に関する提言

令和6年1月

防衛装備移転の推進に関する提言

はじめに

昨年末、国家安全保障戦略をはじめ、国家防衛戦略、防衛力整備計画の安
保関連三文書が策定された。厳しい安全保障環境の変化を受けて、三文書で
は、戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換することとした。

防衛装備移転の推進に関しては、安全保障上意義が高い防衛装備移転や国
際共同開発を幅広い分野で円滑におこなうため、防衛装備移転三原則や運用
指針を始めとする制度の見直しについて検討することを明示し、それを受け
て政府・与党協議が行われ、政府は与党の提言をもとに年内に防衛装備移転
三原則及び運用指針の見直しを決定する方針である。

しかしながら、防衛装備移転推進のためには、防衛装備移転三原則や運用
指針の見直しに加え、政府として組織作りを含めた総合的な取り組みが必要
であり、過去の多様な教訓を踏まえつつ、いかにすれば実効的な防衛装備移
転が推進できるか組織論を中心に政策の方向性について一案を提言する。

1.防衛装備移転が我が国の安全保障に寄与する意義

- (1)防衛装備移転は、国際秩序が重大な挑戦に晒され、対立と協力の様相が複
雑に絡み合う時代にあって、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出
や、国際法に違反する侵略及び武力による威嚇をうけている国への支援等
のための国家としての重要な政策手段である。同時にそれは、同盟国や同
志国との外交・防衛協力関係強化に繋がり、我が国の安全保障環境を多層
的に向上させる。
- (2)防衛装備移転は、防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤強化のため
の重要な柱として位置付けられている。力強く持続可能な防衛産業の構築
には、高度な技術力、装備品の研究開発、生産・維持・整備、改修・能力
向上等の確保や膨大なベンダー企業を含む国内のサプライチェーン全体
の基盤強化が必要である。その中であって、実効的な防衛装備移転を可能
とする体制の構築は、望ましい安全保障環境の創出等とともに、防衛産業

の基盤強化、防衛力の強化につながる。

2.防衛装備移転推進上の現状と課題

- (1)現行の防衛装備移転三原則とその運用指針は、10年前の国家安全保障戦略の基本的理念を具体的政策として実現するとの観点から策定されたが、実態として厳しい条件と制限の下での運用となり政策はほとんど進展していない。2020年のフィリピンへの警戒監視レーダの移転が唯一の大きな成功例であり、政策として所望の成果が得られている現状とは言えない。
- (2)我が国においては、防衛装備移転についてそもそも官民とも経験に乏しく、必要な体制整備も不十分でこの分野の活動に習熟した要員も極めて少ない。諸外国では政府が主導し政府と企業、関係省庁間、各企業間の連携体制が整備されているが、我が国では防衛装備移転を支援する枠組みの基盤整備等が遅れており、防衛産業の取り組みを消極的なものに行っている。また防衛産業にとって、防衛装備品の生産・調達等に関する経営的現実はい欲を増進するものではなく、かつ国民の意識もいまだに武器そのものに対する忌避感が強い傾向から、移転のために積極的に活動すれば、所謂「レピュテーションリスク」を負うとの判断が働く場合がある。

3.防衛装備品移転の実効性向上のための提言

防衛装備移転の実効性向上のためには、防衛装備移転三原則と運用指針の見直しの必要性に加え、上記2(2)項で示したような防衛装備移転が実現しにくい多くの課題解決も必要である。改めて基本理念と目的を明確化したうえで、それらの課題をまず是正・制度化することが装備移転を実効的に推進するための第一歩である。

(1)基本理念、目的の明確化

ア.基本理念

国家安全保障戦略の理念である国際協調を旨とする積極的平和主義の下、国際社会、特にインド太平洋地域の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に寄与するとの理念に立ち、防衛装備の適切な移転を推進する。

イ.目的

戦略的観点から、同盟国・同志国等との安全保障・防衛協力の強化に

資する装備移転及び国際共同開発・生産に関する装備移転を重視する。

(2)防衛装備移転のための基盤整備の充実

ア.防衛装備移転戦略の策定

○相手国を選定する方針及び基準、国別・地域別のロードマップ、対象となる装備品、技術等

○外務省が主管する「政府安全保障能力強化支援(OSA)」等との連携

イ.政策推進機能の整備

○省庁間の枠組みの構築

国家安全保障局、防衛省、経済産業省、外務省、財務省等

○防衛産業・防衛産業関連団体との定期的な意見交換会議の設置

○相手国との政府間協議の枠組みの拡充

ウ.防衛装備移転管理機能の整備

○機微性の審査、第三国移転のチェック、我が国の技術的優位性影響度の検討などの機能の充実

○防衛装備庁における移転管理機能の充実

○防衛装備移転の許可プロセスの明確化

エ.情報収集・分析機能等の充実

○各国の要望・ニーズの特定、特に相手国軍隊の運用ニーズの把握

○各国の制度や組織と特性

○防衛技術情報

○国際防衛装備品展示会の開催や出展による情報発信

○相手先の民間企業との交流を促進するための基盤整備

オ.防衛技術情報管理に関する基盤整備

○セキュリティ・クリアランス制度の整備

○防衛技術情報を統制・管理する組織の充実

カ.防衛装備移転を支援する枠組みの整備

○情報収集、交渉促進等のため大使館機能の充実強化

○基金・助成金制度の充実

○公的金融制度の整備

○対外直接投資が可能な枠組みの整備

○防衛装備移転後あるいはパッケージとしての維持・整備や教育を

支援する枠組みの整備

キ.防衛装備品移転を促進するための「無償貸付制度」等の導入

○防衛装備庁が装備品を企業から調達し、一時的に無償で当該装備品の導入に関心を有する対象国に貸付できる制度を導入・活用しつつ、本格的な装備移転につなげる。この制度の活用により、企業はリスクを軽減し、装備品の生産に集中できることになる。

ク.防衛生産基盤・技術基盤の強化施策との連携

○防衛関連企業の集約・統合化の検討

(3)新たな司令塔機能と推進組織の設立

防衛装備移転は、その意義や目的、移転対象が国家であること、そして前項のような広範な体制整備等の裏付けが必要であることを考えると、本来的には国家の役割であり、国家が主導する政策が基本となる。それらを踏まえ、移転推進の対策として国家としての新たな司令塔と推進組織の設立について具体案を提言する。

ア.内閣官房における政策推進機構の設置

まず仏の「防衛装備品の輸出に関する省庁間検討委員会」(CIEEMG)のような、政策推進機能(司令塔機能)として国家安全保障局長を議長(国家安全保障局に新たに増員した要員による事務局)とした防衛省、経済産業省、外務省、財務省等からなる会議体を設置し、政府一体で推進する体制を整えるべきである。この組織には国家安全保障会議に諮りながら、改定された防衛装備移転三原則及び運用指針に基づいて防衛装備移転に関する基本的な考え方を示す「防衛装備移転戦略」を策定し、明確な目標設定、体制・機能整備や施策の全般統制・優先順位の決定、具体化の監督等を行うことが求められる。

イ.実務的なタスクフォースの早期立ち上げ

さらに実務としての防衛装備移転の推進に当たっては、政府の司令塔組織の下で、移転に関わる広範な情報の収集・共有、機微性の審査、情報管理、政府の予算的支援などから装備移転の実行まで、官民一体となった総合的な取り組みが求められる。そこで、当面は対象となる移転装備品も限定されるため、主管官庁を防衛省(体制強化した防衛装備庁)として関係省庁、関係企業そして有識者等からなるタスクフォース的組織

を編成し、そのノウハウ等を共有・蓄積しながら、装備移転対象の拡大に伴い段階的に組織を拡充すべきである。まずはこの組織でモデルとなる成功例を早期に成し遂げ、次の取り組みにつなげることが重要である。

ウ.防衛装備移転のための恒常的な独立行政法人組織等の設立

これらの経験や教訓を得ながら最終的には近い将来、制度としての恒常的な独立行政法人組織等の設立を目指すべきである。現行の組織のままでは非効率であり、円滑な取り組みのためには官民の一体的取り組みが実効化のカギである。「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和5年10月1日施行)」に示す「指定装備移転支援法人」の指定は一步前進であるが、その役割は関連企業への資金管理・助成金交付等の限定的なものにとどまっている。今後、既存の組織との役割分担等も考慮しつつ長期的視点に立って、段階的であっても政府と防衛産業を総合的に支える法人の設立が望ましい。それにより法人が官民の双方を代表して対象国政府との交渉を一元的に進めることができる。

おわりに

防衛装備品の海外移転という課題は、我が国ではタブー視され、積極的な政策的課題として俎上に乗せられないまま、幾星霜を経てきた。9年前にこの課題が議論され、新たな防衛装備品移転三原則が閣議決定されたが、具体的な成果を急ぐほどの国際戦略環境の緊迫度はなかった。

現在、そうした余裕を許さぬほどの新たな危機の時代を迎えており、国際的な平和と安全の維持や、我が国の安全保障を確かにするための手段として、防衛装備移転政策の具体化と実行の推進が急がれる。本提言が、国家安全保障戦略で示された施策の具体化・実行の一つの参考となれば幸いである。

提 言 者

谷 内 正太郎 初代国家安全保障局長

折 木 良 一 元統合幕僚長

黒 江 哲 郎 元防衛事務次官

島 田 和 久 元防衛事務次官

宮 川 眞喜雄 元国家安全保障局参与

本政策提言は、提言者の個人的提言であり、
提言者の旧所属組織及び現所属組織の意見を
代表するものではありません。